

第 2 2 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	平成 31 年 4 月 10 日 (水) 午後 3 時 開会																		
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																		
3 出席委員	<p>農業委員 7 人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">会長 山本雅之</td> <td style="width: 33%;">職代 早栗永人</td> <td style="width: 33%;">1 番 青木君夫</td> </tr> <tr> <td>2 番 石田英雄</td> <td>3 番 森嶋誠美</td> <td>4 番 松原利志</td> </tr> <tr> <td>5 番 吉田定夫</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 7 人</p> <p>農地利用最適化推進委員 5 人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">布廣俊晴</td> <td style="width: 33%;">岩本壽博</td> <td style="width: 33%;">米原章太郎</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>本田 博</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 5 人</p>	会長 山本雅之	職代 早栗永人	1 番 青木君夫	2 番 石田英雄	3 番 森嶋誠美	4 番 松原利志	5 番 吉田定夫			布廣俊晴	岩本壽博	米原章太郎	山本 満	本田 博				
会長 山本雅之	職代 早栗永人	1 番 青木君夫																	
2 番 石田英雄	3 番 森嶋誠美	4 番 松原利志																	
5 番 吉田定夫																			
布廣俊晴	岩本壽博	米原章太郎																	
山本 満	本田 博																		
4 欠席委員																			
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 安田寛 事務局員 河中丈正 大村哲也																		
6 議事録署名 委員	1 番 青木君夫 委員 7 番 早栗永人 委員																		
7 議事内容等	議案第 5 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 5 8 号 農地利用集積計画 (利用権設定) について 議案第 5 9 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について																		
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について																		
9 その他	(1) 平成 3 1 年 5 月 農業委員会総会の日程について 5 月 1 0 日 (金) 午前 9 時～ (2) その他																		
10 閉会	午前 1 5 時 4 0 分																		

1 開会

《事務局》

定刻になりましたので、ただ今から、第22回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長、ご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

新年度が始まり、鳥取県のほうでも普及員の異動され、鳥取県農業会議の移動もあった。
町も、第11次総合計画がスタートする。新年度の皆さんの活動に期待します。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中、7名が出席されております。

定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことですので、1番 青木君夫委員 7番 早栗永人委員 を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、日程第5の議事に入ります。

《議長》

議案第57号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第57号 「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。

農地法第5条第1項の規定による農地転用を伴う所有権移転等について、同法同条第3項の規定により許可申請書が提出されましたので、本件に関し本委員会の意見を求めるものでございます。

具体的な内容につきましては、町内に居住する者が同居の母が所有する農地を贈与を受けて借住宅を建設しようとするものでございます。

(議案書朗読)

申請内容について、農地法第5条並びに同法施行令、同法施行規則等の規定に基づき精査しましたところ、それぞれ別紙審査表のとおりでした。

(審査表説明)

以上のとおり、本件は、許可基準等を満たしていると判断されます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

それでは、本日現地調査を行っておりますので、担当地区の委員さんから調査結果の報告をお願いします。

《現地確認報告》・・・山本満委員

現地確認について、本日、午後2時15分から、山本会長、安田事務局長、事務局の河中さん、大村さんと私とで、現地において申請事務を委任されている行政書士から説明を受けました。

結果につきましては、先ほどの審査表のとおり許可基準を満たしていることを確認しましたので報告します。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、議案第57号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第57号は承認されました。

《議長》

議案第58号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第58号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、

1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。

2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

それぞれ担当地域を確認してください。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 58 号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第 58 号は、承認されました。

《議長》

議案第 59 号 「三朝農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第 59 号について説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条の規定による農業振興地域整備計画について、同法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本件に関し本委員会の意見を求めるものでございます。

（議案朗読）

（説明資料の詳細説明）

協議内容について、まず、全体見直しの概要については、現在の本町の農業情勢の変化を反映したものと併せ、地籍調査の進行と農業委員会による非農地の認定に基づき精査したものです。

また、除外する協議地については、農業振興地域の整備に関する法律並びに、同法施行令、同法施行規則の規定に基づき精査しましたところ、いずれもそれぞれの基準を満たすと判断されるため、適当と判断されます。

《議長》

議案第59号について事務局の説明について、ご意見等がありますか。

《議長》

質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第59号 「三朝農業振興地域整備計画の変更について」は、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第59号は、承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第6の報告事項に移ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、報告「(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。これは、別冊の資料のとおり、3件の内2件の届出は相続により権利を取得されたもので、1件は登記完了の届出があったものでございます。

報告は、以上でございます。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、その他、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

7 その他

《議長》

続いて、第7のその他に入ります。
事務局、説明をお願いします。

《事務局長》

(1) 平成31年5月の農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

5月10日（金）午前9時の開会を予定します。
※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

その他、全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第22回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年4月10日

議 長

議事録署名委員

1 番農業委員

7 番農業委員